

入札説明書

この入札説明書は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、群馬県財務規則（平成3年3月25日規則第18号。以下「規則」という。）のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公 告 日 令和7年9月26日（金）

2 入札に付する事項

(1) 購入物品、数量及び納入場所

購入物品	数量	納入場所
凍結防止剤散布装置（車載式、0.3m ³ 、自然流下式）	1台	仕様書のとおり

(2) 購入物品の特質等 別紙仕様書のとおり

(3) 納 入 期 限 令和8年2月27日（金）

(4) そ の 他 別紙仕様書のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格の要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び規則第190条の2の規定により、令和7年10月14日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日（金）までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、県から、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

(6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について過去に生産実績又は販売実績を有する者であること。

(7) 県が指定する場所で行う検査の立会いに応じられる者であること。

4 入札参加資格の確認

(1) この公告の入札の参加希望者は、入札公告中4(3)に規定された書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

① 提出期間 令和7年9月26日（金）から令和7年10月24日（金）までの、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

② 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県会計局会計管理課契約調達係

電話０２７－２２６－３８２０（ダイヤルイン）

- ③ その他 申請書等は、原則として、持参又は郵送により提出するものとする。
- (2) 申請書等を提出した者は、契約担当者に説明し、又は協議に応じる義務を負うものとする。また、本県が求める仕様に達しない者は、提出した書類の内容変更に応ずべきものとする。
- (3) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和７年１０月３０日（木）までに通知する。（電送による通知）
- (4) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。
- (5) その他
- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 上記(2)によるもののほかは、提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

５ 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び規則を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、以下に記した者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

照会先

- ① 郵便番号 ３７１－８５７０
- ② 所在地 群馬県前橋市大手町１－１－１
- ③ 機関名 群馬県会計局会計管理課契約調達係 担当 丸岡
- ④ 電話番号 ０２７－２２６－３８２０（ダイヤルイン）
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札書を直接又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限ることとし、令和７年１１月５日（水）午後５時までに必着とする。）により提出することとし、電報、ファックス、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 契約手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (4) 入札執行の日時

購入物品	入札執行日時
凍結防止剤散布装置（車載式、０．３ｍ ³ 、自然流下式）	令和７年１１月６日（木）午後３時００分

- (5) 入札執行の場所 群馬県前橋市大手町１－１－１
群馬県庁３階特別相談室
- (6) 入札参加者又その代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ① 入札金額
- ② 入札物品名
- ③ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（法人の場合は代表者印）
- ④ 代理人が入札する場合においては、上記に加え、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 郵送により入札書を提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて厳封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等及び「１１月６日開札凍結防止剤散布装置（車載式、０．３ｍ³、自然流下式）の調達に係る一般競争入札書在中」と、また、表封筒にも「凍結防止剤散布装置（車載式、０．３ｍ³、自然流下式）の調達に係る一般競争入札書在中」とそれぞれ朱書きしなければならない。なお、第１回の入札において落札者がいないときは、第２回目の入札を執行する場合があるので、２回分の入札書をそれぞれ別の中封筒に封入した上で、「第１回目」「第２回目」とそれぞれ中封筒の封皮に朱書きで明記しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を指定された日までに提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札が公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、本件納入までの一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (13) 開札の日時及び場所は、上記5(4)入札執行の日時及び同(5)入札執行の場所と同じ。
- (14) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (15) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(14)の立会人以外の者は入場することができない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- (17) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に上記4(3)の通知書(入札参加資格確認通知書)又はその写しを提出しなければならない。代理人にあっては、入札権限に関する委任状も併せて提出すること。
- (18) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると入札関係職員が認める場合のほか、入札場を途中退場することはできない。
- (19) 入札場において、次の各号に該当する者は当該入札場から退場させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (20) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (21) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札まで行うことがある。

6 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
上記5(1)照会先と同じ

7 入札保証金 免除

8 契約保証金 免除

9 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
 - ② 申請書等に虚偽の記載を行った者のした入札
 - ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
 - ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
 - ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
 - ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
 - ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

10 落札者の決定方法

- (1) 申請書等を提出し、契約担当者から入札参加資格を有する旨の確認を受けた入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席をしない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者決定時に、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、次に掲げる事項を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
- ① 落札者を決定したこと
 - ② 落札者の氏名及び住所
 - ③ 落札金額
 - ④ 当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）

11 入札説明書、仕様書等に関する質問及び確認事項についての受付期間等

- (1) 入札説明書、仕様書等に関する質問及び確認事項がある場合は、簡易な内容を除き、書面（様式任意）により提出すること。
- ① 受付期間 令和7年9月26日（金）から令和7年10月14日（火）までの、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
 - ② 受付場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県会計局会計管理課契約調達係
電話027-226-3820（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書、仕様書等に関する質問及び確認事項に対する回答は、令和7年10月24日（金）までに、ぐんま電子入札共同システムにより回答し、閲覧に供する。

12 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。
- ① 提出期間 令和7年10月30日（木）から令和7年11月6日（木）までの、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
 - ② 提出場所 〒371-8570
群馬県前橋市大手町1-1-1
群馬県会計局会計管理課契約調達係
電話027-226-3820（ダイヤルイン）
- (2) 説明を求められたときは、令和7年11月13日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

13 契約書の作成

別紙、契約書案により、契約書を作成するものとする。本案件は、契約締結の方法を電子契約にするか書面契約にするか選択できる。電子契約については、『電子契約利用マニュアル（受注者版）』を確認すること。不明点があれば、入札公告の3 入札書の提出場所等(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先に連絡すること。

14 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (3) 落札者は、速やかに別添指定様式による入札金額内訳書を提出すること。なお、提出方法等の詳細については、落札決定後に担当者から説明を行う。